

頁	位置	誤	正						
P393	審理員の役割 (I) 弁明書の提出について(29)の本文8行分	審査請求人は、送付された弁明書に記載された事項に対する…(中略)…提出しなければならない(29I)。参加人は、審査請求に係る事件に関する…(中略)…その期間内にこれを提出しなければならない。	左記削除						
P393	審理員の役割 (I) 弁明書の提出について(29)		<p>審理員は、審査庁から指名を受けたときは、処分庁等に相当の期間を定めて弁明書の提出を求めることができるとは、処分庁等が自己のした処分又は申請に対する不作為が理由があり正当であることを説明する文書である。処分庁等は、弁明書に、以下の区分に応じ、該当事項を記載しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="703 900 1014 1366"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 900 860 959">弁明書の区分</th> <th data-bbox="860 900 1014 959">記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="703 959 860 1086">処分についての審査請求に対する弁明書</td> <td data-bbox="860 959 1014 1086">処分の内容及び理由</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1086 860 1366">不作為についての審査請求に対する弁明書</td> <td data-bbox="860 1086 1014 1366">不作為についての審査請求に対する弁明書をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加</p>	弁明書の区分	記載事項	処分についての審査請求に対する弁明書	処分の内容及び理由	不作為についての審査請求に対する弁明書	不作為についての審査請求に対する弁明書をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
弁明書の区分	記載事項								
処分についての審査請求に対する弁明書	処分の内容及び理由								
不作為についての審査請求に対する弁明書	不作為についての審査請求に対する弁明書をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由								

			人に送付しなければならない。
P434	11 行目	( 12 II )	( 12 III )
P434	13 行目	( 12 III )	( 12 II )
P485	下から 4 行目 ※役員とは の本文	副知事、副市町村長、 選挙管理委員	副知事、副市町村長、 指定都市の総合区長、 選挙管理委員
P490	■ 条例で定め なければなら ない主な具体 例の表	① 普通地方公共団体の 議会の特別委員会の設 置に関する事項 ( 110 I )	① 普通地方公共団体の 議会が、常任委員会、 議会運営委員会及び特 別委員会を置くこと ( 109 I )
P513	( IV ) 長の専 決処分表の 例外の列、法 定代理的専決 処分の行 ( 右 上の枠内)	長が、副知事又は都市 町村長を選任する際の	長が、副知事又は都市 町村長及び指定都市の 総合区長を選任する際 の

お詫びして訂正いたします。

同文館出版株式会社